

ご意見・ご要望等の申し出窓口について

社会福祉法人蓮華会
れんげ保育園

本園では、子育て支援と子どもの健全育成を目指し、更なる資質の向上のために、社会福祉法第82条の規定に基づき、利用者の皆様からのご意見・ご要望・苦情等の申し出に適切に対応できるように、次のとおり窓口を設置しています。

1. 相談解決責任者 奥邨 友子 (園長)
2. 受付担当者 佐々木香代子 (主任保育士)
3. 第三者委員 近藤 遼 (大阪市私立保育連盟会長)
4. 意見・要望等の受付解決方法

(1) 受付について

ご意見・ご要望等は、面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。第三者委員に直接申し出ることもできます。

また、園内に要望・苦情に係る投函箱を設置しております。

(2) 受付の報告・確認について

受付担当者は、受け付けた意見・要望等を相談解決責任者と第三者委員(相談者が第三者委員への報告を拒否した場合を除く)に報告します。第三者委員は、内容を確認し、相談者に対して報告を受けた旨を通知します。

(3) 解決のための話し合いについて

相談解決責任者は、相談者と誠意を持って話し合い、解決に努めます。その際、相談者は、第三者委員の助言や立会いを求めることができます。

<令和5年度における受付解決状況に関して>

令和5年度においては、本園保護者から「保育運営」に関する苦情が1件、「保育中の保育士の対応」に関する苦情が2件あり、その都度、職員全体で苦情内容を共有し、適正保育を行っていくことを確認しました。